

石川県公報

令和元年8月29日(木曜日)

号 外

(第 27 号)

目 次

| | | |
|-----|---|---|
| 告 示 | ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1 | ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 3 |
|-----|---|---|

告 示

石川県告示第146号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和元年8月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「Midnight City」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「狂草」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオSP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「けつまん男(直)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「性感帯グリグリ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「どんぐり part1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「キメ鬼狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「鬼禁ダラダラ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「監禁人形」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「姫トロトロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「狂乱スピード」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「HAPPY 420」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ドライオーガズム昇天」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Be strong」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「失禁スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「猥蜜ノ葉」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「KING SEX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「十字監禁」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「性獣アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「トコロテンMAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Ecstasy Shotgun」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Special liquid 2019 by aromadou japan」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「バージンホット」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「KONG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「GOLD H」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「Psycho Peace」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (27) 次の写真を付して「めっちゃエロスー紅」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真を付して「めっちゃエロスー碧」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「KOKONURE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Dark Matter」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「UBU」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「あやつり姫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX Extreme DASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「禁断Lemon 一響一」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「Petting Weapon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY BOOST」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「H GUY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「TENGO KU for Women」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「TENGO KU for Men」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「Gravite」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「T-Blizzard」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「馬RIKING」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「Old Spice EX-H」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「Old Spice EX-F」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「快感コースター」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「STRONG OIL」と表示のある製品であって、その内容物が油状のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「KiLL JET」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「Fuck Machine」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「Eros Max 龍 Gold」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「Eros Max 龍 Silver」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「Rumble」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「Love Pussy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「Vaginal Juice EX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「オナぴー 穴専」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「オナぴー 竿専」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「Chemistry」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「真珠夜」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX BEACH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「Bitch Queen」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「ヌきん具 壺」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「ヌきん具 吸」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「FREE Garden」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (63) 次の写真に示すとおり、被包に「Sea Gang」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (64) 次の写真に示すとおり、被包に「凄姫 ～ Sugohime ～ 1000」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (65) 次の写真に示すとおり、被包に「真夜中のWani」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (66) 次の写真に示すとおり、被包に「THE 7」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (67) 次の写真に示すとおり、被包に「MORNING DASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (68) 次の写真に示すとおり、被包に「Magic L.D.P」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (69) 次の写真に示すとおり、被包に「連続Dry」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (70) 次の写真に示すとおり、被包に「いいなりポーション」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (71) 次の写真に示すとおり、被包に「smile DANGER ♀♀」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (72) 次の写真に示すとおり、被包に「smile DANGER ♂♀」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (73) 次の写真に示すとおり、被包に「smile DANGER ♂♂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和元年8月29日

石川県告示第147号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和元年8月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類
- (2) 5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類
- (3) 5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和元年8月29日

